



令和8年4月1日から自転車の交通違反に対する

交通反則通告制度（青切符）適用

交通反則通告制度（青切符）とは

16歳以上の運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が終結される制度です。自転車の違反行為に対しては、**指導・警告を行うことが原則**ですが、交通事故の原因となるような、危険性・迷惑性が高い違反行為については検挙の対象になります。

主な反則行為	反則金
携帯電話使用等（保持）	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反（右側通行等）	
指定場所一時不停止等	5,000円

自転車の正しい交通ルールを学習

～スマートチリリンスクール～

神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」内に設けられた、ゲーム感覚で自転車等の正しい交通ルールを学べるツール



問題を
解いてみよう！

交差点手前の道路の標示です。
自転車で交差点を直進したいとき、
どの通行帯を直進しますか？



- ①を直進する
- ②を直進する
- ③を直進する

原則

自転車の違反行為

悪質性
危険性
迷惑性 } 低い

指導警告

～交通違反の処理の流れ～

悪質性・危険性・迷惑性 高い

一時不停止など
113種類の違反行為

酒気帯び運転など

青切符

赤切符

反則金
納付

不納付

検察に送致

前科

終了

不起訴

起訴・略式起訴

神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」ダウンロードはこちら



神奈川県警察

